

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(平成25年度第1~第4半期分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	年会費	300,000	100,000	平成25年6月20日	会員であることにより、当該協会が収集・翻訳等を行っている国内外の障害者リハビリテーションに関する幅広い最新情報について、いち早く提供を受けることができること、また、当該協会が持つ国内の障害者団体とのネットワークを活用することができ、当機構の実施する各種障害者関係業務における障害者団体からの協力を得る際に有益であることから、当機構の障害者雇用支援業務に不可欠であるため。	公財	国所管
公益財団法人 日本骨髄バンク	障害者介助等助成金	195,000	—	平成25年4月30日 平成25年10月31日	—	公財	国所管
公益財団法人 日本財団	障害者介助等助成金	288,000	—	平成25年5月15日 平成25年10月15日	—	公財	国所管
社団法人 全国社会保険協会連合会	障害者介助等助成金	375,000	—	平成25年4月30日 平成25年11月15日	—	特社	国所管
	障害者作業施設設置等助成金	110,000	—	平成25年7月31日	—		

財団法人 健康・生きがい開発財団	障害者介助等助成金	180,000	—	平成25年8月15日	—	特財	国所管
公益財団法人 鉄道弘済会	調整金	310,500	—	平成25年10月1日	—	公財	国所管
公益財団法人 日本道路交通情報センター	調整金	1,296,000	—	平成25年10月1日	—	公財	国所管
公益財団法人 JKA	調整金	297,000	—	平成25年10月1日	—	公財	国所管
公益財団法人 日本自転車競技会	調整金	405,000	—	平成25年10月1日	—	公財	国所管
公益財団法人 大阪YMCA	調整金	2,079,000	—	平成25年10月1日	—	公財	国所管
公益財団法人 高輝度光科学研究センター	調整金	648,000	—	平成25年10月1日	—	公財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(平成25年度第1~第3四半期分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
公益財団法人 日本 障害者リハビリテーション協会	年会費	300,000	100,000	平成25年6月20日	会員であることにより、当該協会が収集・翻訳等を行っている国内外の障害者リハビリテーションに関する幅広い最新情報について、いち早く提供を受けることができること、また、当該協会が持つ国内の障害者団体とのネットワークを活用することができ、当機構の実施する各種障害者関係業務における障害者団体からの協力を得る際に有益であることから、当機構の障害者雇用支援業務に不可欠であるため。	公財	国所管
公益財団法人 日本 骨髄バンク	障害者介助等助成金	195,000	—	平成25年4月30日 平成25年10月31日	—	公財	国所管
公益財団法人 日本 財団	障害者介助等助成金	288,000	—	平成25年5月15日 平成25年10月15日	—	公財	国所管
社団法人 全国社会 保険協会連合会	障害者介助等助成金	375,000	—	平成25年4月30日 平成25年11月15日	—	特社	国所管
	障害者作業施設設置等助成金	110,000	—	平成25年7月31日	—		

財団法人 健康・生きがい開発財団	障害者介助等助成金	180,000	—	平成25年8月15日	—	特財	国所管
公益財団法人 鉄道弘済会	調整金	310,500	—	平成25年10月1日	—	公財	国所管
公益財団法人 日本道路交通情報センター	調整金	1,296,000	—	平成25年10月1日	—	公財	国所管
公益財団法人 JKA	調整金	297,000	—	平成25年10月1日	—	公財	国所管
公益財団法人 日本自転車競技会	調整金	405,000	—	平成25年10月1日	—	公財	国所管
公益財団法人 大阪YMCA	調整金	2,079,000	—	平成25年10月1日	—	公財	国所管
公益財団法人 高輝度光科学研究センター	調整金	648,000	—	平成25年10月1日	—	公財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(平成25年度第1~第2四半期分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	年会費	300,000	100,000	平成25年6月20日	会員であることにより、当該協会が収集・翻訳等を行っている国内外の障害者リハビリテーションに関する幅広い最新情報について、いち早く提供を受けることができること、また、当該協会が持つ国内の障害者団体とのネットワークを活用することができ、当機構の実施する各種障害者関係業務における障害者団体からの協力を得る際に有益であることから、当機構の障害者雇用支援業務に不可欠であるため。	公財	国所管
公益財団法人 日本財団	障害者介助等助成金	183,110	—	平成25年5月15日	—	公財	国所管
社団法人 全国社会保険協会連合会	障害者介助等助成金	195,000	—	平成25年4月30日	—	特社	国所管
	障害者作業施設設置等助成金	110,000	—	平成25年7月31日	—		
財団法人 健康・生きがい開発財団	障害者介助等助成金	180,000	—	平成25年8月15日	—	特財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(平成25年度第1四半期分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国所管、都道府県所管 の区分
公益財団法人 日本 障害者リハビリテー ション協会	年会費	300,000	100,000	平成25年6月20日	会員であることにより、当該協会 が収集・翻訳等を行っている国内外 の障害者リハビリテーションに関す る幅広い最新情報について、いち 早く提供を受けることができること、 また、当該協会が持つ国内の障害 者団体とのネットワークを活用する ことができ、当機構の実施する各種 障害者関係業務における障害者団 体からの協力を得る際に有益であ ることから、当機構の障害者雇用支 援業務に不可欠であるため。	公財	国所管
公益財団法人 日本 財団	障害者介助等助成金	183,110	—	平成25年5月15日	—	公財	国所管
社団法人 全国社会 保険協会連合会	障害者介助等助成金	195,000	—	平成25年4月30日	—	特社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。